

改定後		改定前	
現場説明書		現場説明書	
特記事項 6		特記事項 6	
その他	<p>⑱ (ICT 活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)]) 本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、<u>ICTの活用を希望する場合は、最新の「ICT活用工事特記仕様書(受注者希望型)」</u>によること。 仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。</p> <p>⑲ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事) 本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。 安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。</p> <p>⑳ (標示板の設置) 本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。 標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。</p> <p>㉑ (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策) 新型コロナウイルス感染症について https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htm に掲載された最新の「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」に従って、感染拡大防止対策を実施すると共に感染等が確認された場合は適切に対応すること。 また、対策ガイドライン、特記仕様書 Q&A、その他新型コロナ感染症に係る通知等も参照し、工事現場内の感染拡大防止対策を徹底すること。</p> <p><u>㉒ (CCUS 活用推奨工事[受注者希望型]) 【災害復旧工事、受託工事は対象外(当該項目を削除する)】</u> 本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUSの活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事(受注者希望型)特記仕様書」によること。 仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm を参照すること。</p>	その他	<p>⑱ (ICT 活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)]) 本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、最新の「ICT活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。 仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。</p> <p>⑲ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事) 本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。 安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。</p> <p>⑳ (標示板の設置) 本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。 標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。</p> <p>㉑ (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策) 新型コロナウイルス感染症について https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htm に掲載された最新の「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」に従って、感染拡大防止対策を実施すると共に感染等が確認された場合は適切に対応すること。 また、対策ガイドライン、特記仕様書 Q&A、その他新型コロナ感染症に係る通知等も参照し、工事現場内の感染拡大防止対策を徹底すること。</p>
	<p>※ 明示する項目を _____ 部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。</p>		<p>※ 明示する項目を _____ 部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。</p>